

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正
意見募集の趣旨	<p>静岡県では、消費者取引の適正化とその被害を防止するため、不当な取引行為を行う事業者に対し、静岡県消費生活条例に基づく指導・勧告等を実施しています。この指導・勧告で指摘する「不当な取引行為」は、県条例により告示で指定することとしています。</p> <p>このたび、社会情勢の変化に対応するため、県条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」を改正することとしました。</p> <p>この改正案について、県民の皆様から広くご意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和6年12月27日(金)から令和7年1月26日(日)まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で、意見書(様式自由)を提出してください。</p> <p>なお、いただいたご意見の内容について照会させていただく場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先(電話番号等)を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6(県庁西館6階) 静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-2642 静岡県暮らし・環境部県民生活局県民生活課</p> <p>3 電子メールの場合 shohi@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	静岡県暮らし・環境部 県民生活局 県民生活課 事業者指導班 電話番号 054-221-2189
備考	<p>いただいたご意見(類似するご意見はまとめた上で)に対する県の考え方は、県のホームページでお示しします。ご意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんのでご了承ください。</p> <p>電話でのご意見はご遠慮いただくようお願いいたします。</p>